


所管部課	総務部職員課		部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について			区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                  国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、会計年度任用職員の職の設置及び時間額の変更により、東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容                  ①別表に新たに「狭山保育園保育士」「時間額 1, 510円」、「狭山保育園臨時保育士」「時間額 1, 160円」及び「狭山保育園臨時保育補助員」「時間額1, 080円」を追加する。                  ②別表中「臨時11時間開所保育士」の時間額を「1, 240円」から「1, 270円」に、「臨時11時間開所保育補助員」の時間額を「1, 060円」から「1, 090円」に、「給食調理員」の時間額を「1, 050円」から「1, 080円」に改める。</p> <p>(3) 施行日                  令和4年2月1日</p> <p>(4) 影響及び効果                  会計年度任用職員の新たな職の設置及び時間額の変更により、処遇改善を図り、人材の確保に資することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)                  文書課による事前審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)                  庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。